平成２９年（フ）第４０２号
大津市里６丁目８番12号、前住所大阪市淀川区宮原４丁目５番22―703号
債務者　田中　修平
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３号
滋賀県湖南市菩提寺西１丁目９番23―306号
債務者　眞鍋　尋仁
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５号
大津市三大寺２番Ｅ２―403号
債務者　谷口　治子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１号
滋賀県栗東市下鈎1190番地１（101号）　ハイツ宮ノ北
債務者　河野小百合
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７２号
滋賀県近江八幡市桜宮町207番地６（232号）、前住所滋賀県近江八幡市安土町宮津１番地88
債務者　福西　良江
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１２５号
鳥取県八頭郡八頭町富枝142番地
債務者　山根　正明
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８５２号
広島市東区戸坂南１丁目４番14―301号
債務者　山田　幹哉
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７号
広島市安佐南区祇園３丁目７番20―203号
債務者　本村美代子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４１号
広島市安佐北区可部南４丁目21番10―207号ライフワン可部南Ⅱ
債務者　三坂　直弘
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５０号
広島市西区南観音３丁目２番23―706号
債務者　滝田　裕三
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５７号
山口県下関市稗田南町10番17号リバティビル稗田203号、住民票上の住所山口県下関市稗田北町15番カ―501号
債務者　松永　太一
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２８５号
愛媛県松山市枝松１丁目５番44号　みさき荘206号
債務者　垂水　理佳
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２号
高知県安芸郡田野町3662番地１
債務者　岡山　若菜
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成３０年（フ）第２号
福岡県飯塚市枝国286番地　ピアレスプレイス203号
債務者　榮岩　千恵
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第７号
佐賀県鳥栖市立石町2069番地　麓県営住宅２－３
債務者　野口貴代美
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９号
宮崎市権現町120番地11
債務者　黒木　達也
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３５号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台２丁目29番８号
債務者　木場　龍平
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係